○田川市浄化槽の普及等の推進に関する条例施行規則

平成３０年１１月５日

規則第１９号

（趣旨）

第１条　この規則は、田川市浄化槽の普及等の推進に関する条例（平成３０年条例第１６号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（浄化槽管理票に記載する事項）

第２条　条例第９条に規定する浄化槽管理票には、次の事項を記載しなければならない。

（１）　浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和６０年厚生省・建設省令第１号）第３条第１項に規定する届出書に記載すべき事項

（２）　環境省関係浄化槽法施行規則（昭和５９年厚生省令第１７号）第８条の２第１項各号に掲げる事項

（３）　福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和６０年福岡県規則第６７号）第８条第１項各号に掲げる事項

（４）　浄化槽の清掃を実施した年月日、浄化槽の清掃を行った浄化槽清掃業者の名称及び所在地その他の浄化槽の清掃に関する事項

（５）　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第７条第１項の規定による検査を受けた年月日、当該検査の結果その他の当該検査に関する事項

（６）　浄化槽法第１１条第１項本文の規定による検査を受けた年月日、当該検査の結果その他の当該検査に関する事項

（７）　環境省関係浄化槽法施行規則第９条の３から第９条の５までに規定する届出書に記載すべき事項

（８）　前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（技術講習会の開催）

第３条　条例第１０条に規定する技術講習会は、少なくとも毎年１回開催するものとする。

（浄化槽工事業者名簿への登録等）

第４条　条例第１１条第１項の届出（以下「届出」という。）は、田川市浄化槽工事業者名簿登録届（様式第１号）に、営業所ごとに置く浄化槽設備士が技術講習会を受講したことを証する書類を添えて行うものとする。

２　市長は、届出があったときは、その内容を確認し、速やかに、当該浄化槽工事業者を田川市浄化槽工事業者名簿（様式第２号）に登録しなければならない。

３　条例第１１条第２項の規定による公表は、市のホームページに掲載する方法より行うものとする。

４　前３項の規定は、届出の内容を変更する場合に準用する。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

田川市浄化槽工事業者名簿登録届

田川市長　殿

事業者所在地

事業者名称

代表者氏名

連絡先

田川市浄化槽工事業者名簿に登録する事項について、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="5">営業所ごとに置く浄化槽設備士氏名</td><td>1</td><td>6</td></tr>
<tr><td>2</td><td>7</td></tr>
<tr><td>3</td><td>8</td></tr>
<tr><td>4</td><td>9</td></tr>
<tr><td>5</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>届出の内容</td><td colspan="2">1　登録
2　変更
⑴　事業者所在地
（旧事業者所在地　　）
⑵　事業者名称
（旧事業者名称　　）
⑶　代表者氏名
（旧代表者氏名　　）
⑷　連絡先
⑸　営業所ごとに置く浄化槽設備士
ア　追加
イ　取消し
3　取消し</td></tr>
</table>

添付書類

⑴　浄化槽設備士免状の写し

⑵　技術講習会の受講証の写し

様式第２号（第４条関係）

田川市浄化槽工事業者名簿

登録 No.	名称	代表者 氏名	所在地	連絡先	営業所ごとに置く 浄化槽設備士氏名	登録 年月日	変更 年月日	備考